

町・県民税の申告と所得税の確定申告がはじまります

役場では、2月16日(月)から申告会場を開設します。申告には、事前予約が必要です。事前予約をしていない人は、会場内への入場ができません。必ず事前予約をしてお越しください。

※役場の申告会場には、税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問や相談は受けられません。

■ 申告期間と申告会場

時 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝を除く [受付時間] 9:00～12:00、13:00～16:30
所 役場 1階 101会議室

■ 申告には、事前予約が必要です

電話で予約する	インターネットで予約する
予約専用コールセンターはこちら 082-820-5655	インターネット予約なら 24時間受付中!! [アクセス方法] ○左のQRコードを読み取る ○「熊野町 確定申告」で検索する
時 2月6日(金)～3月16日(月) ※土日祝を除く [受付時間] 9:00～12:00、13:00～16:00 ※初日のみ 10:00受付開始 電話での予約は、コールセンターのみで受け付けています。なお、この電話は予約専用のため、申告に関する相談はできません。	24時間いつでも予約でき、混雑しないインターネット予約をぜひご利用ください。 ※予約完了後、10桁の番号が表示されます。受付の際に必要になるため、必ず控えておいてください。

■ 申告に必要なもの

- 所得または収入のわかるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料、生命保険や地震保険などの控除証明書など
- マイナンバーカード
※無い場合は、通知カードと本人確認書類(運転免許証、資格確認書など)をお持ちください。
※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。
- 本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合のみ) ○前年分の申告書の控え(あれば)



■ 収支内訳書・医療費控除の明細書について

役場での申告会場での相談や代行作成はできません。「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、必ず作成してお持ちください。なお、未完成の場合は受付できません。

「収支内訳書」…農業や不動産、営業などの所得がある場合に必要になります。ご自身での作成が困難な場合は、税務署または税理士へご相談ください。

「医療費控除の明細書」…医療費控除を受ける場合に必要になります。支払った医療費額の記載がある「医療費通知」を添付すると、明細書の記入を一部省略することができます。

■ 町・県民税の申告について

町・県民税の申告には、「必要事項(氏名など)を記載した申告書」と「控除証明書などの添付書類」が必要です。添付書類をもとに、職員が所得金額や控除額を計算します。

▷申告書類の提出について

税務住民課宛で郵送してください。
※申告書類は、税務住民課窓口または各出張所で配布しています。



町ホームページからもダウンロードいただけます▲

<町・県民税の電子申告について>

今年度から、町・県民税の申告について、マイナンバーカードを使った電子申告サービスが開始しました。詳細は町ホームページをご確認ください。

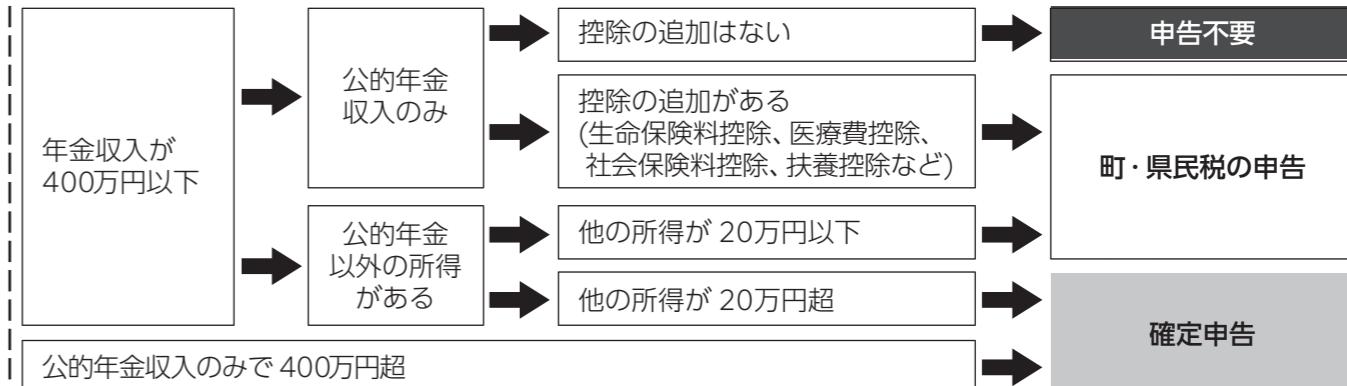


◆町ホームページは
こちら

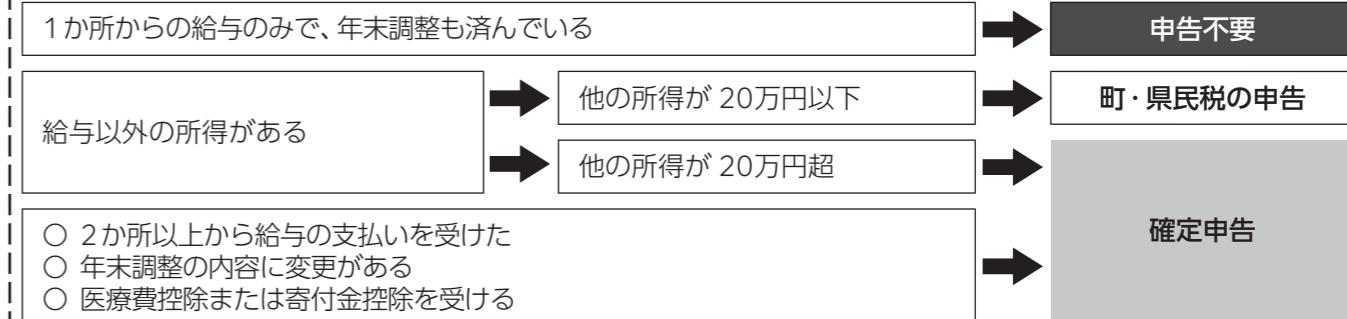
問 税務住民課町民税グループ ☎820-5603

■ あなたに必要な申告を確認してみましょう ※フローチャートは一般的な例を示しています。

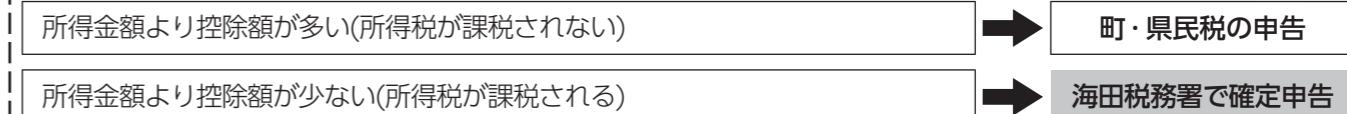
1 主な収入が公的年金の人



2 主な収入が給与の人



3 公的年金・給与以外の収入がある人(個人事業主など)



※1月1日時点でお住まいの管轄税務署または市町村で申告してください。

※非課税所得(遺族・障害年金など)のみの収入で、国民健康保険の加入者や各種行政サービスを受ける人などは「町・県民税の申告」が必要です。

■ 上記以外の申告・所得・控除がある人は、海田税務署で確定申告をしてください

青色申告、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、雑損控除、分離所得(土地・建物・株式などの譲渡、上場株式などの配当、先物取引、山林、退職)などの申告は、海田税務署で申告してください。

▷海田税務署の申告会場について

時 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝を除く
[受付時間] 8:30～16:00

※九十九橋の改良工事のため、渋滞が予測されます。公共交通機関をご利用ください。

<確定申告の相談はこちらをご利用ください>

○確定申告テレフォンセンター
一般的な相談や申告用紙の郵送依頼はこちら
☎823-2131(平日8:30～17:00)

Oe-Tax・作成コーナーヘルプデスク

操作方法に関する質問はこちら
☎0570-01-5901(平日9:00～17:00)

○チャットボット「ふたば」
確定申告に関する一般的な相談や質問はこちら
AIを活用した職員「ふたば」が回答します▶

